

西尾アマチュア無線クラブ細則

(目的)

第1条 本細則は、西尾アマチュア無線クラブ会則に基づき、本クラブの運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本クラブのクラブ員になるうとするときは、入会申込時に入会金および年会費を添えて代表者に提出し、その承認を受けなければならない。

(入会金、会費)

第3条 第2条の入会金は、1,000円とする。(平成22年3月27日見直し)
2. 第2条の会費は、年額1,000円とする。(同上)
(但し、年度の途中入会であと1ヶ月以内の場合はその年度の徴収はしない)

(クラブ員の資格の喪失)

第4条 クラブ員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) アマチュア無線家としてふさわしくない刑罰を受けた場合
- (2) 退会
- (3) 死亡

(退会)

第5条 クラブ員が退会しようとするときは、理由を附して届け出なければならない。
但し、次の場合は脱会とする。

1. 2年以上会費を滞納したものは、退会したものとみなす。
2. 死亡した場合

(慶弔)

第6条 クラブ員相互間の慶弔は基本的には個人の判断によるが、過去の事例から参考として次のようにガイドラインとする。

1. 会員が死亡の時は、出来る範囲でクラブ員に連絡し、弔問可能な賛同者で弔問に向かう。またクラブから弔電を出す。
2. クラブ員の同居する親族が亡くなった場合も同様とする。但し、連絡が事前につかめた場合に限る。

(関係する団体)

第6条 本クラブは次の団体に加盟し、団体の活動に対し協力することとする。

1. 日本アマチュア無線連盟・愛知県支部の登録地域クラブとする。
2. 西尾市防災ボランティアに加入。
- ~~3. 愛知県防災ボランティア活動登録クラブ(NPO団体)とする。(平成22年3月27日見直し)~~
- ~~4. 西尾市文化協会 趣味部に加盟する。(平成22年3月27日見直し)~~
5. JARLのレピータ局・JP2YDN管理団体を支持する。但し、JP2YDN管理団体に加入するか否かは本人の意思により決める。

以上